

遠隔教育の制度化による障害のある児童生徒に対する教育方法の多様化

—訪問教育などの多様な教育の制度と
同時双方向型やオンデマンド型を活用して実現できる教育—

伊藤 甲之介（児童学科）

Diversification of Education System for Children with Disabilities by Systematization of Distance Education:

Various Education Systems such as Home Visits and Educations which can be
Realized by Online Learning and On-demand Classes

Kounosuke Ito

Department of Child Studies, Kamakura Women's University

Abstract

Each school implements not only classroom education, but also education by home visits or correspondence. Also, distance education became available from 2015. However, this system is only available in regular high schools and high school classes in special needs education, and approval by MEXT (Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology) may be required. This monograph reviews educational systems rather than classroom education and issues of compulsory education system, and considers how educational system should be in the future.

Key words: Education in High Schools, Correspondence Course, Distance Education, Online Learning, On-demand Class, Education for Children with Health Impairments

キーワード：高等学校教育、通信教育、遠隔教育、同時双方向、オンデマンド、病弱教育

1 はじめに

平成29年3月に改訂された小学校学習指導要領には、初めて前文が示された。この前文は、中学校学習指導要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領にも同様に示されている。

しかし、前文の中身は、全ての学校において、一人一人の児童生徒の「生きる力」の育成を目指

し、教育を行うことが重要であることが読み取れるが、毎日学校へ通学できる児童生徒への教育が前提となっていると思われ、不登校の児童生徒や、入院して病院の中で学習している児童生徒の学習については、どのように実現されるのかが見えてこない。

高等学校は、学校教育法第4条によれば「(中

略) 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通常の課程(以下「全日制の課程」という。)、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。)及び通信による教育を行う課程(以下、「通信制の課程」という。)が設置できるとされており、生徒は多様な課程の中から選んで学ぶことができる。さらに、平成21年に文部科学省より「高等学校の全日制課程及び定時制課程における不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定について」(20文科初第8007号 平成21年3月31日)という文部科学省初等中等教育局長通知が出された。この通知は、高等学校の全日制の課程及び定時制の課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒を対象として、通信の方法を用いた教育によって一定の範囲内において、単位認定を行うことを可能とするものである。この方法により、学習意欲はありながら登校できないために、原級留置や転学、中途退学をせざるを得ない生徒が、学ぶ機会を得て、卒業することができるよう、さらに学びの機会が広がることになる。

また、平成26年には、「高等学校における遠隔教育に関する検討会議」が設置され、通学型の高等学校である全日制・定時制課程における遠隔教育について、その制度化に向けた検討が行われた。遠隔教育とは後述するように、「学校から離れた空間へインターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行う」²⁾ 同時双方向型と「別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講をすることが可能な」²⁾ オンデマンド型がある。目的は、離島や過疎地等で生徒数の減少から専門的な知識を有する教員を十分に確保できない学校への対応や、生徒の能力や興味関心などに対応して「他地域の様々な専門性のある教員から学ぶ機会を得ることができるなど」²⁾ 多様な教育機会の提供や療養中の生徒や障害のために通学をすることが困難な生徒、不登校の生徒などの個別のニーズへの対応などを目指すことができる

制度である。

検討の結果、「高等学校における遠隔教育の在り方について(報告)」が平成26年12月8日に出された。それを踏まえ、省令改正等が行われ、平成27年4月から全日制・定時制課程の高等学校における遠隔教育が可能¹⁾となった。

これまでにも、「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)」(17文科初第437号 平成17年7月6日)により、不登校の児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、それを指導要録上、出席扱いにできる制度がある。また、特別支援学校においては、教員を自宅等に派遣して教育を行う訪問教育などが実施されている。

しかし、これらの制度は、全ての学校等で実施できるわけではなく、対象の学校種が限られたり、不登校であるとか療養中であるなどの児童生徒の状況にもよるものである。

学校種や児童生徒の状況によって、学びの違いが出ている現状を、学びの方法で解決できないかと考えた。そのため、まず、現在の制度の内容や適応できる学校種などについてまとめた。

2 多様な教育の制度

多様な教育の制度としては、訪問教育、特別支援学校、特別支援学級、通常の学級、通級による指導、通信による教育、遠隔教育などがある。

① 「特別支援学級」について

学校教育法第81条は、特別支援学級の設置について規定をしている。同法は、「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校において、特別支援学級を置くことができる」と規定している。

関連して、学校教育法施行規則第138条によれば、「小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については(中略)特別の教育課程によることができる。」と規定されている。

この二つの条文に重ならないのが、中等教育学校の後期課程と高等学校である。要するに、学校

教育法第81条では、特別支援学級を設置できる中に中等教育学校の後期課程と高等学校も含まれているが、学校教育法施行規則第138条では中等教育学校の後期課程と高等学校においては、特別の教育課程を組むことができないことを示している。そのため特別支援学級を設置し、障害に応じた特別の教育課程を編成し指導できるのは小学校と中学校、若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のみであり、中等教育学校の後期課程や高等学校、特別支援学校には特別支援学級を設置できないことになる。

特別支援学級は、小学校や中学校等に設置するので、教育課程は小学校や中学校等の教育課程となる。さらに、学校教育法施行規則138条に「特別の教育課程によることができる。」と規定されているために児童生徒の障害に応じた教育課程を編成することができる。ある。

学校教育法第81条第3項は、「前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる」と示されていることから、特別支援学校の訪問教育と混同されることもあるようだが、この学校教育法第81条は、特別支援学級の設置のみで、特別の教育課程の編成については規定をしていない。したがって「教員を派遣して、教育を行う」教育課程は、特別の教育課程によるものではなく小学校や中学校等の通常の教育課程ということになる。それゆえ特別の教育課程を編成し、家庭や施設へ訪問して教育を実施する特別支援学校のみに認められている、いわゆる訪問教育とは別のものと考えることができる。

その学校教育法第81条第3項により、病気療養中の児童生徒に対しては、特別支援学級を設置することもでき、または教員を派遣して教育を実施することもできる。後述する『訪問教育の指導の実際』(文部省 昭和63年6月30日)では、同条の「教員を派遣して教育を行う」制度について記述されている。そこには、小学校や中学校等に在籍をする児童生徒が一時的な疾病により療養中である場合に「行う例外的な教育の形態」と述べら

れている。特別支援学校の訪問教育とは別の「教員を派遣して、教育を行う」制度であることが、ここで明確にされている。通常の小学校や中学校における教員を派遣して教育を実施する制度であり、いわゆる特別支援学校の訪問教育ではない。小学校や中学校等に在籍をする病気療養中により通学をすることができない児童生徒に対して適用できる制度は、現在は、この制度のみということになる。

② 特別支援学校における「訪問教育」

前出の『訪問教育の指導の実際』によれば「訪問教育は、養護学校(現在の特別支援学校)における教育の一形態であること」(学校教育法71条)(現在は学校教育法72条)と述べられている。このことによって、訪問教育は、特別支援学校で実施できる教育形態の一つであることが分かる。

また、学校教育法施行規則131条第1項には「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第百二十六条から第百二十九条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定されており、特別支援学校の訪問教育においては、個々の児童生徒の実態に応じた弾力的な教育課程が編成できることとなっている。

『訪問教育の指導の実際』には、「(訪問教育は)養護学校等の施設を整備するまでの経過措置ではない。」と記述されているように、障害の程度が重度だからではなく、通学をして授業を受けることが困難な児童生徒については、この訪問教育の活用が今もこれからも必要であり児童生徒の豊かな学びのためには重要な制度である。

しかし、この訪問教育には注意すべき点がある。通学をして授業を受けることが困難な児童生徒は、必ずしも障害が重度であるから通学ができないわけではない。障害が軽度だから通学、重度の場合は訪問教育というような考え方ではなく、できる限り通学をして仲間とふれあい様々な教員による教育を受けることは大切である。ただ、個々の状

態から通学をして授業を受けることが困難な児童生徒がいるわけである。そのような児童生徒にとつて、訪問教育の制度を活用すれば、時間は限られるが、教育を受けることができるるのである。このように、訪問教育の果たしてきた役割は大きく、今も重要な教育の形態である。訪問教育は、福祉施設や病院内に訪問教育のための教室を設置して教育を実施する場合や、児童生徒の自宅を訪問して教育を行う場合などがある。いずれも貴重な教育の機会であり、児童生徒は教員が訪問する日を心待ちにしている。訪問教育で学びの機会は得られるが、さらに言えば、成長過程にある児童生徒にとって、同年代の児童生徒との交流は大切であり、その機会も保証したい。それを可能にするのが、後述する遠隔教育の活用である。

なお、訪問教育を受ける児童生徒と通学により教育を受ける児童生徒は一緒にして学級を編制する。通学による教育の対象児がない場合は、訪問教育だけの学級もあり得るが、訪問教育と通学による教育の対象児がいる場合は、訪問学級ではなく訪問教育という呼び方が適切である。ともすれば、訪問教育担当の教員は固定されがちであるが、訪問と通学が一緒の学級編制があるので、その学級の担任をする全ての教員で訪問教育に携わるべきである。したがって、訪問教育と通学による教育が別々の学級であるかのように思える「訪問学級」という学級編制上の概念はない。

③ 通信による教育について

「定時制通信制の課程について」（文部科学省）によれば「高等学校の通信制課程は、学校教育法制定時（昭和23年）から設けられている制度で、創設の趣旨としては、全日制・定時制の高等学校に通学することができない青少年に対して、通信の方法により高校教育を受ける機会を与える」ととされている。平成15年にインターネットなどの多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合、面接指導の時間数又は特別活動の時間数の一部を免除することができるように改正された。

通信による教育は、小学校や中学校は対象ではなく高等学校のみが対象である。

④ 遠隔教育

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（27文科初第289号平成27年4月24日）には、「全日制・定時制課程の高等学校において、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合、施行規則第83条及び第84条の規定によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができることとすること。」と示されている。

ここで、「文部科学大臣が認める場合」という文言があるが、その手続き等については、文部科学省のホームページ「教育 > 特別支援教育 > 特別支援教育について > 資料（データ、通知、答申、報告書等）> 通知等 > 遠隔教育について > 不登校児童生徒等又は療養等による長期欠席生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校に関する指定要項 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1359821.htm」を参照する必要がある。

そして、この通知には「この特別の教育課程において、通信の方法を用いた教育を行う必要があると文部科学大臣が認める場合には、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第341号）第1章第7款（通信制の課程における教育課程の特例）に定める各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の取扱い等（ラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合の取扱いを含む。）に準じ特別の教育課程を編成すること。通信の方法を用いた教育により認定することができる単位数は、36単位を上限とすること。」と、単位数についても示されている。

また、「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」（27文科初第195号）には、改定の趣旨として「あらかじめ文部科学大臣が認める場合には、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）において、疾病に

よる療養のため又は障害のため相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒等に対して」後述するオンデマンド型の授業の方式を認めることとするなどの制度改正が行われたことを受け、「特別支援学校の高等部においても、療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対する多様な教育機会の確保の観点から、これらの生徒に対して、多様なメディアを利用し授業を行うことができる」とする趣旨であること。」と述べられている。ここでいう特別な教育課程とは通信による教育のことである。

小学校や特別支援学校小学部、中学校や特別支援学校中学部には、この規定がないことから、現在は、遠隔教育は、高等学校あるいは特別支援学校高等部のみに適用が限定されている制度であると言える。

遠隔教育のなかで同時双方向型とは「授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるものであること」「学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式」²⁾である。一方、オンデマンド型とは「別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講することが可能な方式」²⁾とされている。

学校教育法施行規則第88条の3には「高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。」と規定されている。また、前述のように「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」によれば、特別支援学校高等部でも実施が可能である。

現行の特別支援学校学習指導要領解説総則等編（高等部）には「療養中及び訪問教育の生徒の通信により教育を行う場合」について記述がある。療養中の生徒や訪問教育を受ける生徒に通信による指導を合わせて実施できること、そして、平成27年の「特別支援学校高等部学習指導要領解説の

一部改訂について（通知）」によりメディアを利用して実施する遠隔教育も可能になった。ただし、「対面により行う授業を相当の時間行うものであること」³⁾や全課程の修了要件として特別支援学校高等部学習指導要領で定めるところにより校長が定める単位数または授業時数の2分の1未満までとするなどの条件はある。また、「高等学校及び中等教育学校の後期課程にあっては、高等学校設置基準第7条の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として40人以下であること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が40人以下であっても、それらを合わせて40人を超えることは原則として認められないこと。特別支援学校の高等部にあっては、施行規則第120条第2項の規定に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒は原則として15人以下を標準とすること。この場合、15人とは配信側及び受信側の教室等の合計数であること」³⁾や「法第60条第1項から第3項及び第5項等の規定に基づき、配信側の教員は受信側の高等学校等の身分を有すること。具体的には、配信側の教員が受信側の高等学校等の本務の教員ではないときは、兼務発令等により受信側の高等学校等の教員の身分を配信側の教員に持たせる等の必要があること。」³⁾「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定に基づき、配信側の教員は学校種や教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要があること。」³⁾「原則として、受信側の教室に当該高等学校等の教員を配置すべきであること。特に、特別支援学校の高等部にあっては、当該生徒の障害の状態等に応じた十分な配慮が求められること。なお、受信側の教室に配置すべき教員は、当該教科の免許保有者であるか否かは問わないこと。」³⁾など1学級の生徒数や教員の配置についても示されていることから、この点についても留意する必要がある。オンデマンド型の場合の受信側の教員の配置は、配置しなければならないではなく、「原則として」としていることにも留意する必要がある。

対象の学校種は、同時双方向型については、全ての高等学校や特別支援学校高等部であり、疾病

による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校又は中等教育学校の後期課程を欠席すると認められる生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合は、不登校生徒を対象とした現行の特例制度と同様に、特別な教育課程を編成することが可能となっている。それによりオンデマンド型の授業も可能となるわけである。特別支援学校は「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」にあるように、それまで療養中及び障害のために通学をして教育を受けることが困難な生徒に対しては通信により実施する教育が可能であったが、この改訂により、通信衛星、光ファイバー等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体化的に扱うものも含まれることとなった。

⑤ ICT 等を使った教育

「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（通知17文科初第437号 文部科学省 平成17年7月6日）によれば、「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が学校への復帰に向けての取組であることを前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。」と述べられている。要件には「IT 等を活用した学習活動とは、IT（インターネットや電子メール、テレビを使った通信システムなど）や郵送、ファクシミリなどを活用して提供される学習活動であること。」などが示されており、ICT をを使った教育が不登校児童生徒については認められていることが分かる。

3まとめ

療養中及び障害のために通学をして教育を受けることが困難な児童生徒に対して、訪問教育や

ICT 等を使った教育など、様々な教育制度があることが分かった。さらに、学校教育法施行規則の改正等により遠隔教育が制度化されたことで、学びの方法が多様化した。療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対しては、従前の添削指導及び面接指導による通信による教育のほか、多様なメディアを高度に利用して、行われるものや、事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信し、生徒が視聴したい時間に受講することが可能になることによって、通学をして教育を受ける以外の選択肢が大きく広がった。しかし、対象は高校や特別支援学校高等部の生徒のみである。義務教育段階の児童生徒にも多様な教育制度へのニーズは非常に多くあるのではないかと思われる。例えば、平成26年度に実施された「長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査」（文部科学省）によれば、平成25年度の一年間に病気やけがにより長期入院し、転校せずに欠席していた児童生徒は延べ約6,300人おり、おり、その約4割に当たる2,520人には、在籍校による学習指導が行われていないことが明らかになった。高校生であれば、通信による教育や、その後に制度化された遠隔教育が可能であるが、現在の教育制度では、小学生や中学生にはその制度が適応されない。そのためにも、利用できる対象を拡充し、よりよい教育を目指すことが大切である。

病気療養中のために教育を受けることができないのではなく、児童生徒の実態に応じて様々な教育の実施を検討すべきである。検討については、病気療養中であれば、本人や保護者、主治医をはじめとする医療関係者や在籍校の管理職や特別支援教育コーディネーターなども加えたケース会議を開催し、どのような方法で学習を継続させるか、検討することも考えられる。教室から病室へテレビ会議システム等を使って授業を配信するのであれば、パソコン等の機材や設備、教員の配置などを検討して準備する必要がある。教育の機会を確保するために、さまざまな制度を知り、活用する力が、今後の教員には求められる。

今回、高等学校及び特別支援学校高等部で制度化された遠隔教育と、これまで活用されてきた制度を含めた多様な学びについてまとめてることで、多様な教育制度の現状と課題を明らかにすることができた。通学をして教育を受けることが困難な児童生徒の教育がさらに充実するよう、今後は教育実践を踏まえた研究を重ねていきたい。

引用文献

- 1) 文部科学省 2015 「全日制・定時制課程の高等学校の遠隔教育」
- 2) 高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議 2014 「高等学校における遠隔教育の在り方について(報告)」
- 3) 文部科学省 2015 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(通知)」
- 4) 文部科学省 2015 「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について (通知)」

和文要旨

各学校では、通学をして教育を受ける制度以外に、訪問教育や通信による教育などが実施されている。また、平成27年度からは、遠隔教育も可能になった。しかし、この制度は、高等学校及び特別支援学校高等部のみに限定されており、一部は文部科学大臣に申請をして認められれば可能になるなどの条件がある。

そこで、通学による教育以外の方法について総合的に整理し、義務教育段階での課題等も踏まえながら、今後の教育の在り方について考察をした。

(2017年9月11日受稿)